

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

有料老人ホームにつきましては、本年 5 月に「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（以下、「指針」という。）」の改正に基づく適切な指導について厚生労働省から通知され、本会からも本年 5 月 28 日付け日医発第 411 号文書にてご連絡申し上げたところです。

今般、同一法人が運営する東京都足立区等全国 4 ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、本年 9 月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案（以下、「本事案」という。）が発生したことをうけ、今後、このような事案が発生することを防止するため、厚生労働省から都道府県等担当部局に対し、更なる指導等の徹底を図るよう通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、

- 都道府県等において、指針に基づく立入調査の際、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置等、事業の継続性に関係する事項等の聞き取りを行い、当初の事業計画と乖離がある場合には、専門家への相談を促すなどの注意喚起を行い、改善を図るよう働きかけを行うことが求められることに留意されたいこと。
 - 本事案は、開設後 1 年に満たない時期に発生したことも踏まえ、通報等があった場合はもとより、開設後 1 年以内の、一定の入居が進んだと考えられる時期にも立入調査を行い、事業計画に沿った運営がされているか等を確認するなど、立入調査実施時期の見直しを行っていただきたいこと。なお、対象施設数が多い場合は、入居の状況など事業計画の進捗状況について聞き取り等を行った上で、必要に応じて立入調査を行うことも考えられること。
 - 住宅型有料老人ホームは、同一法人が併設の介護事業所を運営し、職員を兼務している場合も多いことから、当該併設介護サービスの所管部署と連携して立入調査を行うことも効果的であることに留意されたいこと。
- について示されております。

つきましては、貴会におかれましても本通知内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へ情報提供していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1321

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

(令 6.10.18 老高発 1018 第 1 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の
確保の徹底について
計2枚（本紙を除く）

Vol.1321

令和6年10月18日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3981）
FAX：03-3595-3670

令和6年10月18日
老高発1018第1号

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームの安定的かつ継続的な運営の確保の徹底について

同一法人が運営する東京都足立区等全国4ヶ所に所在する住宅型有料老人ホームにおいて、本年9月に給料の未払いにより職員が一斉退職したことで、入居者へのサービス提供が行われず、入居者全員が短期間に施設からの転居を余儀なくされる事案が発生した。高齢者が安心して住み続けられる住まいとしての役割が期待される有料老人ホームにおいては、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、その安定的かつ継続的な運営が当然に確保されるべきであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

本年5月に「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の改正に基づく適切な指導について通知したところであるが（平成14年7月18日付老発第0718003号厚生労働省老健局長通知（令和6年5月23日最終改正））、今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、更なる指導等の徹底を図られたい。

記

有料老人ホームは、高齢者が長年生活する場であることから、その設置者は、経営基盤の安定を図り、入居者に対して適切にサービス提供が行われるよう、職員配置を含めた環境整備を確実にを行うことが重要である。

都道府県等において、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」に基づき、定期的に又は必要に応じて立入調査が行われているものと承知しているが、その際、入居率や資金計画・収支の状況、職員配置等、事業の継続性に関係する事項等の聞き取りを行い、当初の事業計画と乖離がある場合には、専門家への相談を促すなどの注意喚起を行い、改善を図るよう働きかけを行うことが求められることに留意されたい。

また、本事案は、開設後1年に満たない時期に発生したことも踏まえ、通報等があった場合はもとより、開設後1年以内の、一定の入居が進んだと考えられる

時期にも立入調査を行い、事業計画に沿った運営がされているか等を確認するなど、立入調査実施時期の見直しを行っていただきたい。なお、対象施設数が多い場合は、入居の状況など事業計画の進捗状況について聞き取り等を行った上で、必要に応じて立入調査を行うことも考えられる。

住宅型有料老人ホームは、同一法人が併設の介護事業所を運営し、職員を兼務している場合も多いことから、当該併設介護サービスの所管部署と連携して立入調査を行うことも効果的であることに留意されたい。

以上